

第7期中標津町総合計画後期基本計画（案）に対する意見募集結果

◆はじめに

第7期中標津町総合計画後期基本計画（案）について、町民の皆様から寄せられたご意見の概要と、これらに対します町の考え方を下記のとおりお示しします。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

◆ご意見の募集結果

【案件名】 第7期中標津町総合計画後期基本計画（案）について

パブリックコメント

【募集期間】 令和7年9月24日（水）～令和7年10月23日（木）

【意見総数】 8件（1人）

【内訳】

【修正】 案を付加・修正するもの	2件	【電子メール】	1人
【既掲載】 既に案に盛り込んでいるもの	6件	【郵送】	0人
【参考】 今後の参考とするもの	0件	【FAX】	0人
【その他】 意見として伺ったもの	0件	【ウェブ】	0人
		【直接持参】	0人

◆ご意見の概要と町の考え方

第7期中標津町総合計画後期基本計画（案）に対する意見の概要と町の考え方は、次ページのとおりでです。

第7期中標津町総合計画後期基本計画（案）に対する意見の概要と町の考え方

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
<p>【第3章 産業の力みなぎるまちづくり／ 2 林業の振興（42・43頁）／現状と課題】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性を考慮した森づくり ・森林環境税有効的に利用した森づくり 	<p>1</p>	<p>森林は、国土の保全、水質浄化や災害防止機能、木材の供給をはじめ多くの多面的機能を有しており、ご意見いただいた生物多様性の保全も、森林が持つ機能の一つだと理解しております。</p> <p>第7期中標津町総合計画後期基本計画では、現状と課題において「J-クレジット制度による販売収入を活用しながら、計画的な造林等を進め、森林の維持更新に努めるとともに、町民の意識を醸成することで森林の保全を推進し、」と記載しているところであり、同時にこの取り組みの継続についても記載をしており、主要施策においても「(1) 森林資源の育成・保全」の中で森林保全に向けた取り組みを整理しているところです。これらの取り組みの推進により生物多様性の保全も含めて森林の持つ多面的機能の保全を図っていく考えです。ただし、現在の文章案ではその旨が読み取りにくい部分があると考えておりますので、現状と課題を下記のとおり一部修正させていただきます。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【修正前】</p> <p>森林は、国土の保全、水質浄化や災害防止機能、木材の供給など多様な機能を有しており、</p> <p>【修正後】</p> <p>森林は、国土の保全、水質浄化や災害防止機能、木材の供給、生物多様性の保全など多様な機能を有しており、</p> </div> <p>また、ご意見いただいた森林環境譲与税の有効的な利用につきましても、現状と課題において「森林環境譲与税を私有林整備や担い手対策などへ有効活用し、さらなる森林環境保全の推進と林業・林産業の活性化を図る必要があります。」として記載しているところであり、森林環境譲与税の有効利用による森林保全に努めていく考えです。</p>

<p>【第4章 住みやすいまちづくり／1 計画的な土地利用の推進（54・55頁）／全体】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な開発行為には住民の賛成同意を得て行う。（現在各地で怒っている〔起こっている〕メガソーラー発電所問題を考慮） 	1	<p>ご意見いただいた大規模な開発行為に係る住民の賛成同意につきましては、行政機関として、町が実施主体となる住民生活に大きな影響を及ぼす可能性のある事業や開発行為は、町が住民説明会等を開催し住民の皆様のご理解・賛同を得て進める事が重要であると考えております。</p> <p>一方で、民間事業者が開発行為の実施主体となる場合は、民間事業者において各種法令を遵守のうえ住民の皆様のご理解・賛同を得て進めるものであり、ご意見の背景にある民間事業者が実施するメガソーラー発電所設置に係る諸問題については、現在国においても様々な議論や対応の検討が進められていると理解しております。</p> <p>第7期中標津町総合計画後期基本計画は今後5年間の施策の方針を示すものであるため、その性質上個別具体的な事案に係る記載ではなく中期的な施策の方向性を記載するべきものと考えており、いただいたメガソーラー発電所に係る大規模な開発行為に係るご意見につきましては、施策項目「2 景観形成の推進」の現状と課題において「脱炭素社会の実現を目指すための再生可能エネルギー施設と景観の共存に向けては、本町の景観と自然環境を守っていくため「保全と開発」のバランスを念頭に置いた対応が求められています。」と整理しているところでありますので、国の審議状況等や法改正等を踏まえて、町として適切な対応を図っていきたいと考えております。</p>
<p>【第4章 住みやすいまちづくり／2 景観形成の推進（56・57頁）／現状と課題】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性や生態系保全を考慮した景観づくりの推進 ・景観意識が高い町民が多く反対意見の多い開発や景観を損なう開発行為には規制を求める(他に適当な文言があれば入れてください) 	2	<p>いただいたご意見につきまして、生物多様性や生態系保全を考慮した景観づくりにつきましては、第7期中標津町総合計画の個別分野計画である中標津町景観計画において定める景観まちづくり方針の一つとして整理しているところであり、景観計画の中で「生物回廊としての機能を維持・保全し、生物多様性の確保に努めます」と記載しております。景観計画ではその他、河川環境保全・酪農文化保全・水と緑のネットワーク等の多岐に渡る景観まちづくり方針を掲</p>

<p>・中標津町は空からの景観を重視しており、それを損なう開発行為には規制を求める。(他に適当な文言があれば入れてください)</p> <p>【第4章 住みやすいまちづくり／2 景観形成の推進 (56・57 頁) / 主要施策】 について</p> <p>・町民の合意に戻つた〔基ついた〕景観の保全を目指す</p>		<p>げており、まちづくりの最上位計画である第7期中標津町総合計画後期基本計画において景観計画の一部のみを抜粋して記載する事は適切ではないと考えますが、町として景観計画に基づき生物多様性の確保に努めていく考えです。</p> <p>また、景観意識が高く町民の反対意見が多い開発や景観を損なう開発行為、空からの景観を損なう開発行為等に対する規制や、町民の合意に基づいた景観の保全のご意見につきまして、上述の景観計画において、景観法に基づく届出対象行為を行う際には、事業者等と計画段階から内容について事前相談を行い、景観審議会における審査等を経て支障がないと判断された場合に行為に着手できることとする等、町としても景観保全に向けた一定の基準を持って対応しているところです。</p> <p>他方、前述のご意見と同様に、民間事業者が実施するメガソーラー発電所設置に係る諸問題については、現在国においても様々な議論や対応の検討が進められていると理解しております。第7期総合計画後期基本計画では、施策項目「2 景観形成の推進」の現状と課題において「脱炭素社会の実現を目指すための再生可能エネルギー施設と景観の共存に向けては、本町の景観と自然環境を守っていくため「保全と開発」のバランスを念頭に置いた対応が求められています。」と整理しているところでありますので、国の審議状況等や法改正等を踏まえて、町として適切な対応を図っていきたいと考えております。</p>
<p>【第4章 住みやすいまちづくり／7 環境保全の推進 (66・67 頁) / 現状と課題】 について</p> <p>・アライグマなどの農業被害をもたらす特定外来種への対策を早期に行う。</p> <p>・生態系を保全しヒグマやエゾシカとの棲み分けを推進し市街地や農地への侵入を減らす</p>	1	<p>ご意見いただいたアライグマなどの農業被害をもたらす特定外来種への対策については、主要施策において「(3) 野生動植物の保全」の中で「②野生鳥獣の適正な個体数管理に取り組むとともに、人的被害の防止と農業被害の抑制に努めます。」と整理しているところであり、国や北海道とも連携しながら特定外来種も含めて捕獲等の対策を行い、農業被害の抑制に努めていく考えです。</p> <p>また、生態系を保全しヒグマやエゾシカとの</p>

		<p>棲み分けを推進し市街地や農地への侵入を減らすご意見については、同じく主要施策「(3) 野生動植物の保全」の中で「①野生動植物との共存に向け、経済基盤への影響や生態系を理解し、その生育環境の保全などを図ります。」と「②野生鳥獣の適正な個体数管理に取り組むとともに、人的被害の防止と農業被害の抑制に努めます。」の2つの施策を整理しているところであり、この中で、生態系の保全と野生鳥獣の適正な個体数管理のバランスに留意しながら、ヒグマやエゾシカ等の野生鳥獣による人的被害の防止と農業被害の抑制に努めていく考えです。</p>
<p>【第4章 住みやすいまちづくり／7 環境保全の推進 (66・67頁) /みんなの行動目標】について</p> <p>・不法投棄やゴミのポイ捨てなどゴミのない街づくりを目指す</p>	<p>1</p>	<p>ご意見いただいた不法投棄やゴミのポイ捨てなどゴミのない街づくりにつきましては、施策項目「8 衛生環境の充実」において整理しているところです。</p> <p>具体的には、目指す姿において「3R運動の推進による循環型社会の形成と、不法投棄抑制や墓地・斎場管理による衛生環境の充実に努め、清潔で住みよいまちを目指します。」と整理していると同時に、主要施策において「(1) 循環型社会の形成」の中で「②警察や町内会等と連携した不法投棄対策や巡視パトロール等を実施し、不法投棄への抑止力を高めます。」と整理しているところであり、不法投棄を抑制し清潔なまちを目指すものとしております。</p> <p>一方で、みんなの行動目標においては町民個人がごみのポイ捨て禁止を心がけるような表現の項目がなかった事から、下記のとおり施策項目「8 衛生環境の充実」のみんなの行動目標に項目を追加させていただきます。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【追加項目】</p> <p style="color: red;">○ごみはポイ捨てせずに持ち帰る等の正しい処理に努めましょう。</p> </div>

<p>【第5章 郷土愛あふれるまちづくり／4 地域文化の振興（81・82頁）／現状と課題】について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現在の中標津の景観は「未来の人からの借り物」です。私たちの世代での大きな景観破壊を行わないで未来につなげる必要があります。 <p>【第5章 郷土愛あふれるまちづくり／4 地域文化の振興（81・82頁）／主要施策】について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中標津の格子状防風林は北海道遺産に指定されています。それに、ふさわしい管理運営を行います。 	2	<p>ご意見いただいた内容につきましては地域文化における景観の重要性に係るものであると理解しております。この観点におきましては現状と課題において「先人たちの苦勞と成功体験を物語る文化的景観や建造物などの有形・無形の文化財は、後世に町の歴史や文化を伝える遺産として、その活用の方法と適切な保存が求められています。」と記載しているところであり、第7期中標津町総合計画後期基本計画においては、文化的景観の視点を新たに加え、その保存に努めていくものとしております。この点において、いただいたご意見は計画案にて読み取れるものと考えております。</p> <p>また、北海道遺産に選定されている格子状防風林につきましては、総合計画審議会での意見も踏まえながら上述の「文化的景観」に位置づけて整理しているものであり、後世に町の歴史や文化を伝える遺産として、適切な保存・活用を図っていく考えです。</p>
--	---	---